

お使いみち自由!さまざまな用途で広くご利用いただけます。

住宅ローン利用者専用 フリーローン



お買い物



お借換え



住まいの
リフォーム



趣味やレジャー



ブライダル



家族旅行



ご融資額
最高

500万円

固定金利
年4.0%
(保証料年2.0%含む)

適用期間：平成30年10月1日（月）～平成31年3月29日（金）

- ご利用いただける方** 当組合の住宅ローン利用中の方。
お借入時の年齢が満20歳以上で、完済時の年齢が満76歳未満で安定した収入のある方。
- お使用みち** 生活に必要なとする一切の資金です。但し、事業性資金個人売買は除きます。
- ご融資期間** 6ヶ月以上7年以内とします。
但し、お借入金額が300万円超の場合は10年以内とします。
- ご融資金額** 10万円以上500万円以内（1万円単位）
- ご融資利率** 固定金利 年4.0%（保証料 年2.0%含む）
- ご返済方法** 元利均等毎月返済またはボーナス併用返済。
但し、ボーナス返済による返済元金総額は、お借入れ金額の %以内（1万円単位）とします。

※金融情勢が変動した場合は適用金利を見直しさせていただく場合があります。※審査結果によってはご希望にそえない場合もございますので予めご了承ください。

◎詳しくはお近くのJA安芸窓口、またはホームページでご確認ください

JA安芸本店
ローンセンター
☎ 822-5803

船越支店 ☎823-2743
中野支店 ☎892-0017
阿戸支店 ☎856-0111
団地支店 ☎854-2480

海田市支店 ☎822-4188
中須賀支店 ☎893-1120
追分支店 ☎854-0033
横浜支店 ☎885-0017

東海田支店 ☎822-2742
瀬野支店 ☎894-8102
萩原支店 ☎854-5302
小屋浦支店 ☎886-8021

畑賀支店 ☎827-0241
上瀬野支店 ☎894-8009
熊野支店 ☎854-1131
坂支店 ☎885-1131



商品概要説明書

平成 30 年 10 月 1 日 (月)現在

1. 商品名	住宅ローン利用者専用フリーローン（オリエントコーポレーション保証型）
2. ご利用いただける方	以下の①～⑤すべての条件を満たす方。 ① 組合員または組合員となる資格を有する方。 ② 当ＪＡの住宅ローンをご利用になられている方。ただし、年金受給者の方はご利用になりません。別途、「年金受給者専用フリーローン」をご案内いたします。 ③ お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終返済時の年齢が満 76 歳未満の方。 ④ 安定継続した収入のある方。 ⑤ 当ＪＡが指定する保証機関（オリエントコーポレーション株式会社）の保証を受けられる方。
3. お使いみち	○生活に必要とする一切の資金とします。事業性資金および個人間売買は除きます。
4. 借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
5. 借入期間	○6 か月以上 7 年以内とし、1 か月単位とします。（但し、融資金額 300 万円を超える場合は 10 年以内とします）
6. 借入利率	○利率は、固定金利型です。 ○お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、保証料を含みます。 ○借入利率は、店舗窓口までお問い合わせ下さい。
7. 返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、ボーナス併用返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回のボーナス月に増額して返済する方式。ボーナス返済による返済元金総額は、お借入金額の 4 0 % 以内です。）のいずれかをご選択いただけます。
8. 担保・保証人	○当ＪＡが指定する保証機関（オリエントコーポレーション株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として担保・保証人は不要です。
9. 保証料	○約定返済日の元利金返済に併せ、分割払い保証料（年 2.00%）をお支払いいただきます。
10. 手数料	○融資実行手数料 …………… 無料 ○一部繰上返済手数料 …………… 無料 ○全額繰上返済手数料 …………… 無料 ○条件変更手数料 …………… 無料
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または融資審査健全課（電話：082-822-6212）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、広島県農業協同組合中央会が設置・運営する広島県ＪＡバンク相談所（電話：082-545-1601）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用することができます。ご利用にあたっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記当ＪＡ融資審査健全課または広島県ＪＡバンク相談所にお申し出ください。 広島弁護士会仲裁センター（電話：082-225-1600）
12. その他参考となる事項	○お申込に際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関（オリエントコーポレーション株式会社）において所定の審査がございます。審査結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率や返済額の試算については、当ＪＡの融資担当者にお気軽にご相談ください。